

草刈機等貸出制度（平塚市公園愛護会会員の皆様へ）

平塚市公園愛護会連絡協議会では、公園愛護活動の補助として、草刈機等の貸出を行っています。

○貸出機材

草刈機 2 台、刈込バサミ 2 本まで（ゴーグルは各自でご用意ください）

○貸出方法

みどり公園・水辺課に電話連絡し、貸出希望日・機材台数等をお伝えください。
市又は業者による作業日程、機材の貸出が可能かどうかを確認いたします。（作業予定や機械の故障等によって、希望日にお貸出できない場合があります。ご了承ください。）



貸出可能である場合、貸出希望日 （平日 8 時半又は 1 3 時） に、浅間緑地にお越しいただきます。取扱方法を説明した後、機材をお渡しいたします。



利用後、機材の清掃をしてから返却をお願いします。
返却する時は、みどり公園・水辺課に電話の上、浅間緑地にお越しください。（平日 8 時半又は 1 3 時）

○注意事項

- ・ 作業は安全に十分注意し、周囲の状況にも気をつけてください。
- ・ 運搬車両（軽トラック等）は、各団体で用意してください。
- ・ 使用燃料については草刈機満タン分+5ℓをみどり公園・水辺課で負担します。それ以上の燃料 （混合燃料（ガソリン：2サイクルオイル＝25：1に混ぜた燃料）を使用） は、各団体でのご負担をお願いしております。（返却時に満タンにする必要はありません）
- ・ 1 回の貸出は 3 日間まで、土日祝日を含む場合は 5 日間までとします。（雨天の場合はカウントしませんが、必ずみどり公園・水辺課にご連絡ください。）
- ・ 機材の清掃をしてから返却をお願いします。（草刈機は刃の回転部分の清掃をおねがいます）
- ・ 機械を著しく破損した場合は、機材購入金を負担していただく場合がありますので丁寧に扱ってください。

事務担当はみどり公園・水辺課 公園管理担当
電話 0 4 6 3-2 1-9 8 5 2（直通）